

令和 8 年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 昨今の物価上昇にも対応するとともに、気候変動の影響等による猛暑や災害などが発生したときにおいても障害福祉サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる障害福祉サービス事業所等に対する支援を目的とする。併せて、厳しい経営環境の中でも、基幹的なサービスである食事の提供の質を確保するため、入所施設に対する緊急的な支援として、食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とする。

(補助事業者、補助対象経費、基準単価、補助率及び補助額の範囲)

第 3 条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に関する補助事業者、補助対象経費、基準単価、補助額、補助率等は、別表第 1 に定めるとおりとし、別表第 1 の基準単価欄に定める額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の補助率を乗じて得た額を補助額とし、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であるとき。
- (2) 補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。
 - イ 事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的の遂行に変更をもたらすものでなく、かつ、軽微な変更である場合は、この限りでない。
 - エ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業の完了後の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、

効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(8) 補助事業執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(9) 県税の滞納がないこと。

(グリーン購入)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、財産取得等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第3号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入収が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の1月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第

5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

2 前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(報告等)

第13条 知事は、必要があると認めるときは補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助対象経費の例	基準単価・補助額	補助率
備品等購入支援事業	<p>法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く）のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、高知県内で障害福祉サービスを提供している法人</p> <p>※補助対象は以下のサービスを実施する施設・事業所に限る。</p> <p>【入所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援 障害児入所支援 共同生活援助 <p>【通所系サービス事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養介護 生活介護 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス <p>【その他のサービス事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期入所（単独） 保育所等訪問支援（単独） 地域相談支援 	<p>①障害福祉サービスを円滑に継続するための対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても障害福祉サービスを継続するための対策に必要な経費 <p>②災害備蓄等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために必要な経費 	<p>①障害福祉サービスを円滑に継続するための対応</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 （2）ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 （3）燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 （4）業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等おける温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費 <p>②災害備蓄等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 （2）ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 （3）衛生用品、医療用品等の購入等経費 （4）簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 （5）その他災害への備えとして必要と認められる経費 	<p>基準単価</p> <p>【入所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6千円/定員（定員数は令和8年4月1日時点の定員とする。） <p>【通所系サービス事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月当たり延べ利用者数300人以下：20万円/事業所 ・1月当たり延べ利用者数301人以上600人以下：30万円/事業所 ・1月当たり延べ利用者数601人以上：40万円/事業所 <p>【その他のサービス事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 20万円/事業所 <p>補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く）とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に①と②の両方を補助対象とする。 ・1事業所・施設当たり1回まで補助することができる。ただし、知事が別に認める場合は、この限りではない。 ・上記ただし書きの規定により再度補助を行う場合においても、補助額の通算額は、基準単価を超えない範囲とする。 	10分の10

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	基準単価・補助額	補助率
<p>食材料費等購入支援事業</p>	<p>法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く）のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定を受け、高知県内で障害福祉サービスを提供している法人</p> <p>※補助対象は以下のサービスを実施する施設に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 ・障害児入所支援 	<p>食材料費等の購入に必要な経費</p>	<p>基準単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18千円/定員 <p>補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準単価と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く）とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 	<p>10分の10</p>

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和 8 年 月 日

高知県知事 殿

(所在地)
(法人名)
(役職・代表者名)
(代表者生年月日)

令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金交付申請書

令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請額： 円

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（別紙1）
- 2 障害福祉サービス事業所等継続支援事業（備品購入支援事業）に関する事業実施計画書（事業所単位）（別紙2-1）
- 3 障害福祉サービス事業所等継続支援事業（食材料費等購入支援事業）に関する事業実施計画書（事業所単位）（別紙2-2）
- 4 歳入歳出予算書抄本（別紙3）
- 5 口座振込依頼書（別紙4）
- 6 県税の滞納がないことを証する証明書
※納税義務のない場合、納税義務がない旨の申立書を添付すること。
- 7 その他参考資料

【問い合わせ先(発行者責任者)】

申請法人住所	
部署名	
請求書発行責任者氏名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

別紙1(事業所・施設別申請額一覧)

【備品購入支援事業】

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	補助申請額	審査結果
						備品購入支援事業	
①					高知県		
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
⑪							
⑫							
⑬							
⑭							
⑮							
合計							

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

【食材料費等購入支援事業】

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	補助申請額	審査結果
						食材料費等 購入支援事業	
①					高知県		
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
合計							

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

**障害福祉サービス事業所等継続支援事業(備品購入支援事業)
に関する事業実施計画書(事業所単位)**

施設概要

事業所番号		事業所名称			
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号	担当部署名
	高知県				
提供サービス(プルダウンから選択)			定員		人

口座情報

銀行口座情報シートに本事業の振込に使用する口座情報を記入

申請にあたっての確認事項

見積書等の根拠資料は事業所において適切に保管している。

支出予定額

	補助上限額	申請額
	円	円

【障害福祉サービスを円滑に継続するための対応】

費目	支出予定額(円) (税抜き)	用途・品目・数量等 ※見積書の写しを添付してください。
燃料費、有料道路通行料当の移動に伴い必要となる経費		
ネッククーラー(ヒーター)等の猛暑対策用品・雪害対策用品		
燃料費等の入居者等の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費		
業務用スポットクーラー(ヒーター)等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入経費等		
合計		

【災害備蓄等への対応】

費目	支出予定額(円) (税抜き)	用途・品目・数量等 ※見積書の写しを添付してください。
飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費		
ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費		
衛生用品、医療用品等の購入等経費		
簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入経費		
その他災害への備えとして必要と認められる経費		
合計		

(注) 申請額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

**障害福祉サービス事業所等継続支援事業(食材料費等購入支援事業)
に関する事業実施計画書(事業所単位)**

施設概要

事業所番号		施設名称			
所在地	都道府県名	住所		電話番号	担当部署名
	高知県				
提供サービス(プルダウンから選択)			連絡先		
				定員	人

口座情報

銀行口座情報シートに本事業の振込に使用する口座情報を記入

申請にあたっての確認事項

見積書等の根拠資料は事業所において適切に保管している。

支出予定額

		補助上限額	申請額
		円	円
科目	支出予定額(円) (税抜き)	用途・品目・数量等 ※見積書の写しを添付してください。	
食材料費等		食材料費等 一式	
合計			

(注) 申請額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

歳入歳出予算書抄本

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	説明
県補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	説明
計		

上記は、令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金の歳入歳出予算書の抄本であることを証明します。

住 所 (所在地)
法 人 名 (法人名)
代 表 者 職 氏 名 (役職・代表者名)

令和 8 年 月 日

高知県知事 殿

(所在地)
(法人名)
(役職・代表者名)

令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました事業の内容等を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金既交付決定額 : 円
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 : 円
- 3 変更（中止・廃止）理由 :

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（別紙1）
- 2 障害福祉サービス事業所等継続支援事業（備品購入支援事業）に関する事業実施計画書（事業所単位）（別紙2-1）
- 3 障害福祉サービス事業所等継続支援事業（食材料費等購入支援事業）に関する事業実施計画書（事業所単位）（別紙2-2）
- 4 歳入歳出予算書抄本（別紙3）
- 5 その他参考資料

【問い合わせ先（発行者責任者）】

申請法人住所	
部署名	
請求書発行責任者氏名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

高知県知事 様

(所在地)
(法人名)
(役職・代表者名)

令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付の（変更）決定を受けました補助金について、令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 取得財産の品名及び取得年月日

品 名 : _____

取得年月日 : 令和 年 月 日

2 取得価格及び時価

取得価格 : _____ 円
※補助金で購入した処分する備品等の金額を記入してください

時 価 : _____ 円
※残存簿価相当額（又は収益額、鑑定額）を記入してください。

3 処分の方法

4 処分の理由

令和 8 年 月 日

高知県知事 殿

(所在地)
(法人名)
(役職・代表者名)

令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業を完了しましたので、令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金交付決定額 : 円
- 2 補助金精算額 : 円
- 3 事業実施期間 :
着手日 令和 年 月 日
完了日 令和 年 月 日

(添付書類)

- 1 事業所・施設別精算額一覧（別紙1）
- 2 障害福祉サービス事業所等継続支援事業（備品購入支援事業）に関する事業実施報告書（事業所単位）（別紙2-1）
- 3 障害福祉サービス事業所等継続支援事業（食材料費等購入支援事業）に関する事業実施報告書（事業所単位）（別紙2-2）
- 4 歳入歳出決算書抄本（別紙3）
- 5 その他参考資料

【問い合わせ先（発行者責任者）】

申請法人住所	
部署名	
請求書発行責任者氏名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

別紙1(事業所・施設別精算額一覧)

【備品購入支援事業】

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	精算額(円)		
						交付決定額	実績額	差引額
①					高知県			
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
⑪								
⑫								
⑬								
⑭								
⑮								
合計								

(注)行が不足する場合には、「本報告書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

【食材料費等購入支援事業】

No.	事業所・施設名	事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	精算額(円)		
						交付決定額	実績額	差引額
①					高知県			
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
合計								

(注) 行が不足する場合には、「本報告書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

**障害福祉サービス事業所等継続支援事業(備品購入支援事業)
に関する事業実施報告書(事業所単位)**

施設概要

事業所番号		事業所名称			
所在地	都道府県名	住所		電話番号	担当部署名
	高知県				
提供サービス(プルダウンから選択)				定員	人

報告にあたっての確認事項

領収書、レシート等の根拠資料は事業所において適切に保管している。

支出予定額

	交付決定額	実績額	差引額
	円	円	円

【障害福祉サービスを円滑に継続するための対応】

費目	支出済額(円) (税抜き)	用途・品目・数量等 ※領収書等の写しを添付してください。
燃料費、有料道路通行料当の移動に伴い必要となる経費		
ネッククーラー(ヒーター)等の猛暑対策用品・雪害対策用品		
燃料費等の入居者等の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費		
業務用スポットクーラー(ヒーター)等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入経費等		
合計		

【災害備蓄等への対応】

費目	支出済額(円) (税抜き)	用途・品目・数量等 ※領収書等の写しを添付してください。
飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費		
ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費		
衛生用品、医療用品等の購入等経費		
簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入経費		
その他災害への備えとして必要と認められる経費		
合計		

(注) 申請額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

**障害福祉サービス事業所等継続支援事業(食材料費等購入支援事業)
に関する事業実施報告書(事業所単位)**

施設概要

事業所番号		施設名称				
所在地	都道府県名	住所		連絡先	電話番号	担当部署名
	高知県					
提供サービス(プルダウンから選択)					定員	人

報告にあたっての確認事項

領収書、レシート等の根拠資料は事業所において適切に保管している。

	交付決定額	実績額	差引額
	円	円	#VALUE! 円

科目	支出済額(円) (税抜き)	用途・品目・数量等 ※領収書等の写しを添付してください。
食材料費等		食材料費等 一式
合計		

(注) 申請額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

歳入歳出決算書抄本

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	決算額	説明
県補助金			
自己資金			
計			

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	決算額	説明
計			

上記は、令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金の歳入歳出決算書の抄本であることを証明します。

住 所 (所在地)
法 人 名 (法人名)
代表者職氏名 (役職・代表者名)

高知県知事 様

(所在地)
(法人名)
(役職・代表者名)

令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付の（変更）決定を受けました補助金について、令和8年度高知県障害福祉サービス事業所等継続支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (補助金交付決定額)	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等 (a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 (b)	円
補助金返還相当額 (b)-(a)	円

(注) 補助金の返還が必要な場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳について、参考となる資料を添えてください。